

# 特定非営利活動法人日本 I D D M ネットワーク 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本 I D D M ネットワークと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を佐賀県佐賀市八戸二丁目 1 番 2 7 ー 2 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、糖尿病に関する正しい知識の普及啓発、1 型糖尿病又は若年発症糖尿病の患者及びその家族の療育指導、糖尿病患者に関する調査研究等についての事業を行い、当該患者及びその家族が希望を持って生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

また、この法人に蓄積されたノウハウを社会に還元する事業を行い、自発的な市民社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 特定非営利活動促進法に定義する「特定非営利活動」を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 糖尿病に関する知識の普及啓発

(2) 糖尿病の患者及び家族に対する療育指導

(3) 糖尿病及び糖尿病患者に関する調査研究並びにそれらに関する助成、出資

(4) 糖尿病に関する政策提言

(5) 糖尿病に関する団体との連携

(6) 糖尿病以外の関係団体との連携

(7) 社会課題の解決に向けて取り組む方々を支援する事業

(8) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(4) その他の会員 1型糖尿病若しくは若年発症糖尿病の患者又はその家族等で本項第1号から第3号までに定める会員以外の者

(入会)

第7条 正会員は、この法人の設立趣旨及び目的に賛同し、事業に協力できる者でなければならない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 顧問、役員及び事務局

(顧問)

第13条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会において選任する。

3 顧問は、必要に応じこの法人の業務について意見を述べることができる。

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上13人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人以上を理事長とし、副理事長及び専務理事を置くことができる。

(選任等)

第15条 理事長、副理事長、専務理事、理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を統括するとともに、理事会の議決に基づき、この定款に定める理事長の職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会、理事会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第5章及び第6章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第14条第1項に定める最小の役員数を欠くときには、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算の承認

(2) 顧問の選任

(3) 役員を選任、解任及び職務

(4) 名誉会員の推薦

(5) 正会員の除名

(6) 会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 定款の変更

(9) 合併

(10) 解散

(11) 解散した場合の残余財産の処分

(12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム(WEB会議システム)を通じて出席できるほか、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第48条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

ならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（オンライン会議システム出席者、書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があつたとき。

(3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム（WEB会議システム）を通じて出席できるほか、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第37条、第38条第2項及び第40条第1項第2号の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（オンライン会議システム出席者、書面若しくは電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その事業年度終了後3カ月以内に所轄庁に報告しなければならない。

2 前項の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

(臨機の措置)

第46条 借入金の借入れその他新たな義務を負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項は所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人、公益財団法人又は公益社団法人に寄付するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲示して行う。なお、以下の場合については、官報にも掲載して行う。

(1) 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告

(2) 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った場合の公告

## 第10章 補則

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 井上 龍夫

副理事長 薄井 俊明

同 小川 典之

同 岩永 幸三

専務理事 久野 建夫

理 事 塩沼 正人

同 平田 健司

同 松島 美晴

同 田澤 英子

同 磯 美保子

監 事 加藤 茂康

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日

から平成13年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立により、全国IDD M連絡協議会の会員及び一切の財産は、この法人が承継する。

附 則

この定款は、平成15年3月10日から施行する。

附 則（平成15年3月8日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（平成20年5月25日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（平成21年5月30日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（平成24年5月26日議決）

この定款は、平成24年6月1日から施行する。なお、第45条第1項の規定は平成24事業年度から施行する。

附 則（平成24年5月26日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（平成25年5月26日議決）

この定款は、平成25年6月1日から施行する。なお、平成25年度の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成26年6月30日までとする。

附 則（平成25年5月26日議決）

- 1 この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。
- 2 事業年度の変更に伴い、この法人の平成26年6月1日から始まる役員任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成27年8月31日までとする。

附 則（平成25年11月2日議決）

この定款は、平成25年11月5日から施行する。

附 則（平成25年11月2日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（平成29年8月26日議決）

この定款は、平成29年8月28日から施行する。

附 則（平成29年8月26日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（令和3年8月21日議決）

この定款は、佐賀県知事による定款変更認証の日から施行する。

附 則（令和4年8月20日議決）

この定款は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月4日議決）

この定款は、令和5年4月1日から施行する。